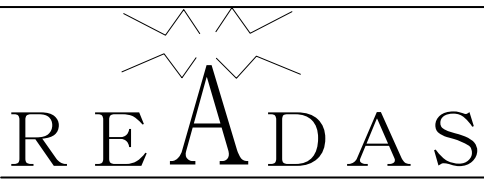


第 4705 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 4月 9日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税の届出書

Q：消費税の届出書は、適用を受けようとする事業年度の初日の前日までに提出しなければ適用が受けられないものがあるとか。どのようなものがあるのですか？

A：次のようなものがあります。

【解説】

消費税には、その適用を受けようとする事業年度の初日の前日までに届出書を提出しないと適用が受けられないものがありますので注意が必要です。主なものには次のようなものがあります。

①消費税簡易課税制度選択届出書

その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が適用を受ける時に提出します。ただし、新規開業者はその開業等をした課税期間の末日までに提出すれば開業等した日の課税期間から適用が受けられます。

②消費税簡易課税制度選択不適用届出書

簡易課税を2年間継続適用した後でなければ提出できません。

③消費税課税事業者選択届出書

新規開業者はその開業等をした課税期間の末日までに提出すれば開業等した日の課税期間から適用が受けられます。

④消費税課税事業者選択不適用届出書

③の届出書を提出した課税事業者は、課税事業者となってから2年間は免税事業者になることはできません。

⑤消費税課税期間特例・選択届出書

